

平成28年度県予算編成並びに
施策に関する要望

平成27年10月

埼玉県町村会

要 望 事 項

◎ 町村共通事項

1	災害対策の推進について……………	1
2	町村自治の確立について……………	3
3	町村財政の充実強化について……………	4
4	地方創生の推進について……………	6
5	国民健康保険対策について……………	7
6	介護保険対策について……………	9
7	保健医療対策について……………	10
8	少子化社会対策について……………	12
9	農林業対策について……………	13
10	社会資本の老朽化対策等について……………	14
11	教育の振興について……………	15
12	道路、河川等の整備促進について……………	18
13	国の制度改正等による電算システムの改修について……………	19
14	高速自動車道周辺の産業集積対策について……………	20
15	県営水道における緊急時に備えたバックアップ機能等の早期実現 について……………	21
16	浄化槽整備対策について……………	22

◎ 郡・町村個別事項

【北足立郡】

伊奈町…………… 2 3

【入間郡】

三芳町…………… 2 3

毛呂山町…………… 2 4

越生町…………… 2 4

【比企郡】

滑川町…………… 2 5

嵐山町…………… 2 5

川島町…………… 2 6

吉見町…………… 2 7

鳩山町…………… 2 7

ときがわ町…………… 2 8

【秩父郡】

秩父郡町村会…………… 2 8

横瀬町…………… 3 0

皆野町…………… 3 0

小鹿野町…………… 3 1

東秩父村…………… 3 1

【児玉郡】

児玉郡町村会	3 2
美里町	3 2
神川町	3 3
上里町	3 4

【大里郡】

寄居町	3 5
-----	-----

【南埼玉郡・北葛飾郡】

埼玉町長会	3 6
-------	-----

【南埼玉郡】

宮代町	3 7
-----	-----

【北葛飾郡】

杉戸町	3 8
松伏町	3 8

町村共通事項

1 災害対策の推進について

(1) 防災行政無線施設設備更新について

東日本大震災は、各自治体に対して住民への災害情報の伝達の重要性を改めて認識させるなど、多くの教訓を残しました。

住民への重要な災害情報の伝達手段である防災行政無線（固定系）については、多くの町村が整備後20年以上を経過しており、老朽化した施設の改修が喫緊の課題となっているところです。

修繕を毎年実施しており、老朽化による部品の劣化や調達が困難なこと、古い形のバッテリーのため消耗が著しく早いこと等により、通常の使用にも支障をきたしているところです。

しかしながら、町村単独での更新は、予算の面から厳しい状況であり、加えて、防衛省、農林水産省等の補助金では使用に適したものがなく、総務省の起債のみがあるような状態です。

つきましては、今後も想定される関東近県を震源とする南関東直下地震や台風など風水害に対する町村の防災力を向上させるため、防災行政無線のデジタル化などを含む施設設備の更新・整備に関する新たな助成制度の創設を要望いたします。

(2) 消防の広域化について

市町村の消防広域化については、平成20年3月に作成された「埼玉県消防広域化推進計画」に基づき、5年間にわたり各市町村や消防本部において検討協議が実施され、平成25年3月までに2つのブロックにおいて、結実しております。

しかし他の多くのブロックでは、その進捗は遅々としており、同計画がさらに5年間延長された現状においても、実現については困難が予想されます。

消防の広域化は、①多様化・大規模災害への対応、②市町村の行財政効率化、③高齢化社会の到来による救急需要の増大などを背景として策定され、住民の生命や生活に大きな影響を及ぼす分野であり、地域住民最優先の事務として遂行しなくてはならないと考えます。

つきましては、これからの3年間は、この推進計画の最終仕上げとなるよう地域の実情を尊重しつつ、毎年各ブロックにおける進捗状況の公表や推進計画に対する取り組みによる新たな優遇施策などにより推進計画の実現に向けた機運を高め、遅くとも平成30年3月には、720万県民が安心・安全に生活できる道筋ができますようお願いいたします。

(3) 大雪被害からの早期復旧の体制確立について

平成26年2月、関東甲信地方を中心に記録的な大雪が連続して襲い、多くの集落を孤立させ、地域住民に多大な精神的不安及び肉体的苦痛を与えました。また、除排雪作業中の転落事故など人的被害ばかりでなく、多くの農業用ハウスの倒壊、山林での倒木、林業関係施設の損壊など、地域産業は大きな打撃を受けました。特に、農林業経営を主体とする町村住民の生活再建は、厳しい状況が今なお続いています。

つきましては、大雪の被害によって被災住民及び町村がその対応に苦慮することがないように、次の事項について、強く要望いたします。

ア 集落の孤立を未然に防ぐ道路対策等について調査研究を行うとともに、雪による道路交通遮断の防止策について早急に整備すること。

イ 融雪による雪崩や地滑り等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。

ウ 雪害が発生した場合は、被災地域のニーズを的確に把握し、迅速な復旧体制を確立すること、また、被災者の生活再建を含めた支援策を早急に整備すること。

2 町村自治の確立について

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら食料の安定供給や水源の涵養、地球温暖化対策に資する森林の整備・保全等国民生活にとって重要な役割を担い続けてきました。

しかしながら、人口の減少、少子高齢化の進行や地域産業の衰退等町村を取り巻く環境は依然として厳しいことから、懸命に努力をしているところです。

こうした課題に適切に対応し、町村が発展し続けるために、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにするための仕組みにしなければなりません。

つきましては、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、引き続き、次の事項について国に要望するとともに、県においても更なる推進をお願いいたします。

- ア 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- イ 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
- ウ 地方分権改革における「提案募集方式」について、地方からの提案を可能な限り反映すること。
- エ 都道府県から町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と町村の自主性に委ねること。
- オ 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
- カ 道州制は絶対に導入しないこと。

3 町村財政の充実強化について

現在、町村では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方をあげてこれらの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行き渡らせ地域経済の底上げを図っていく必要があります。

このような中、政府において、財政健全化目標達成のための歳出削減議論が進められていますが、地方が地方創生に本格的に取り組んでいこうとしているときに、その財政基盤を揺るがし意欲を削ぐようなことがあってはなりません。

そこで、町村がより自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービスや住民の命を守る防災・減災対策等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠です。

つきましては、次の事項について国に要望するようお願いいたします。

(1) 町村税源の充実強化について

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

ウ 法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

エ 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大

な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

オ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い町村において極めて貴重な財源となっている。

所在町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

（2）地方交付税の充実強化について

人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠であることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア 「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」及び「別枠加算」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

イ 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

ウ 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

エ 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、不可欠であるので、これを堅持すること。

4 地方創生の推進について

今年4月に開催された「まち・ひと・しごと創生会議」において、今後の地方創生のための主要課題の一つとして、「地方主体の取組を更に推し進めるため、新型交付金の検討を行う」ことが示されました。

その後、地方六団体において、石破茂地方創生担当相との意見交換の場で自治体向け新型交付金の創設や地方交付税の確保などを求め、新型交付金については平成26年度の補正予算で措置された額を大幅に上回る額とするよう要請し、最低5年間の継続も求めたところです。

これを受けて、今年6月30日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定され、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う「新型交付金」を創設することとなりました。

しかし、上記新型交付金の財源については、地方交付税や既存の補助金削減などが懸念され、各自治体において計画的に進めてきた施設整備をはじめとする各種事業が停滞する恐れがあります。

つきましては、今後検討が進められる新型交付金の財源確保に際しては、地方交付税の削減や国庫補助金等の削減を行わないよう、県から国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

また、地方創生に関連する事業を推進するための支援として、埼玉県ふるさと創造資金の充実・拡大も要望いたします。

5 国民健康保険対策について

(1) 国民健康保険制度について

構造的な問題を抱えた国民健康保険の状況は、急速な高齢化の進展により、ますます危機的な方向に向かっています。

このような中、今般、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に公布され、財政支援の拡充により財政基盤を強化し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなりましたが、新たな制度の施行に向けては課題が山積しています。

つきましては、国民健康保険制度が安定かつ持続可能な運営ができるよう「第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」に基づき、県が主体となり国保の広域化に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、次の事項について県から国に働きかけていただきますよう要望いたします。

ア 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険をすべての国民に共通する制度として一本化すること。

イ 今般の制度改正は制度創設以来の大きな改正であることから、新たな制度に伴うシステムの開発・改修等については、十分な準備期間を確保するとともに、そのための経費については国の責任で全額措置すること。

ウ 新たな制度施行後における都道府県と市町村との役割分担の在り方等の見直しにあたっては、市町村の負担が増加しないよう留意すること。

(2) 国民健康保険の健全運営に係る財政調整機能の強化について

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため、医療費水準が高く、毎年、医療費は増加を続けている状況にあり、また、無職者の増

加により保険税収入の増加が期待できないなどの構造的な問題を抱えております。さらに、平成27年度から実施されている保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大に伴い、町村の拠出超過が更に増えることが懸念されます。

つきましては、県においては、定率の国庫負担減少分の補填にとどまらず、各町村の被保険者数、医療費水準、所得水準等、保険者の状況等を勘案し、実情に即した配分とし、もって財政機能強化につながるよう要望いたします。

また、県財政も厳しい状況と推察いたしますが、町村の状況も理解していただき、国民健康保険特別助成費についても増額していただきますよう要望いたします。

(3) 国民健康保険税未納者への保険給付について

国民健康保険法第67条により、保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないとされています。

このことから、町村が現金を用意し、未納の世帯主が役所の窓口に来庁の上、納税相談した上で、未納税の支払いをせざるを得ないところです。

しかし、平日の役所開庁時間に来られない、あるいは、呼び出しでも長期間来庁しない世帯主もいるところであり、対応に非常に苦慮しています。

つきましては、実務的な運用として、支給申請の際に、世帯主に「支給決定の際は、未納税に〇〇円支払い、残額は振り込みとすることに同意する。」といった旨の誓約文書を書いてもらうような対応を可とする指針を県レベルで調整の上、提示していただきますよう要望いたします。

6 介護保険対策について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成26年6月に公布されました。

在宅医療・介護の連携推進事業は、介護保険法の中で制度化され、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、平成30年4月までにすべての市町村で実施されることとなりました。

具体的には、在宅医療連携の拠点を設置して、医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業を行うこととなっております。

しかし、小規模な町村では、住民が利用する医療機関や介護サービス事業所は近隣の市町村にわたっているのが現状で、本事業をそれぞれの町村で実施することとなると、町村はもとより、医療機関・介護サービス事業所の負担も大きくなることが予想されます。

そこで、本事業を有効に機能させるには、一定の人口規模で町村が共同で取り組むことが望ましく、県の積極的な関与が重要と思われれます。

つきましては、今後、在宅医療・介護連携の推進に向けて、医師会の協力、市町村間や医療機関との調整等、県のさらなる支援をいただけるよう要望いたします。

また、町村が充実した地域支援事業を実施できるよう、財源の十分な確保について県から国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

7 保健医療対策について

(1) 乳幼児医療費支給事業における県の補助対象年齢の拡大について

埼玉県では、平成20年1月から、乳幼児医療費支給事業を6歳年度末までの乳幼児を対象に県補助が出ているところですが、県内町村では、子育て支援策として①対象年齢の拡大、②所得制限の撤廃、③食事療養費補助を町村負担として実施してきました。

対象年齢の拡大については、平成27年4月1日現在、県内の全市町村が、15歳年度末又は18歳年度末まで医療費の助成をしている状況です。

そして、平成19年10月から「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の戦略指標として、県が「地域子育て応援タウン」の認定を随時行い、子育て中の県民が県内のどこに住んでいても「適切な子育て支援サービス」を受け、「子育て支援サービスの充実を実感」でき、「日本一の子育て県」を実現するため、県と市町村とが協力し、「子育て力」のレベルアップを目指し、各種の事業を推進してきました。

しかし、現実には「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の例もあるように、実際の事務については、町村の事務になっている部分があります。また、子育て支援策関連の補助については、乳幼児医療費補助金のように町村が行っている一部分のみを補助対象としており、子育て支援について町村の独自事業に頼っているように思えます。

そこで、「日本一の子育て県」を掲げていることから、今後、町村が財政難等で対象年齢を引き下げないようにするため、町村の独自事業にこのまま頼るのではなく、県でさらなる補助を行い、他都道府県の子育て支援策と比べても埼玉県が子育てに力を入れている所を示していただきたいと考えます。

つきましては、子どもの医療費支給については、県内のほぼ全市町村が15歳年度末まで実施しているところ、県としても乳幼児医療費支給事業について、「県内のどこに住んでいても、『適切な子育て支援サービス』、『子育て支援サービスの充実を実感』」の趣旨の

もと、15歳年度末まで年齢を拡大し、町村に対して交付する医療費の補助金を拡充していただきますよう要望いたします。

(2) 福祉3医療費に関する支払方法の統一（現物給付）について

福祉3医療費については、県下医療機関において、対象者が医療機関の窓口にて保険診療で生じた一部負担金の助成方法として①償還払い、②申請手続きの簡素化、③窓口払いの廃止（現物給付）の方法があります。平成27年4月時点では、受給者が医療機関等の窓口で保険の自己負担金を支払わず、医療機関の請求により市町村が医療機関に対して助成金を支払う窓口払いの廃止（現物給付）の方法が県内自治体のうち62団体となっております。

つきましては、福祉3医療費については、県医師会をはじめ関係機関と調整を行い、県内医療機関への支払方法の統一を図っていただくよう要望いたします。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防対策共同事業に係る医師会への協力の働きかけについて

埼玉県では、平成26年度に糖尿病性腎症重症化予防プログラムが作成され、同プログラムに基づいて、糖尿病性腎症重症化予防対策事業が始まっており、平成28年度を目途に県内市町村を対象に当該事業の実施が予定されております。

このような中、糖尿病患者の状況を調査しましたところ、近隣市町村の医療機関へ通院している患者が多数であったことから、当該事業の実施にあたっては、近隣市町村の行政、医師会の協力が不可欠となります。

つきましては、県から、県医師会を通して、各市町村の医師会に対する当該事業への協力について、働きかけをしていただきますよう要望いたします。

8 少子化社会対策について

少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼします。また、これまでの少子化対策は、主に子育て支援に重点を置いて推進されてきました。しかし、従来の枠組みを超えて、新たに、結婚段階における支援を加えることが重要であると考え、少子化社会対策事業として、情報の共有化による結婚支援事業を検討しています。

この事業は、未婚の男女を結婚に結び付けるための支援を行い、未婚率を引き下げ、少子化社会対策の一助にしたいという趣旨であり、公募により結婚支援員を募集し、支援員の活動により結婚に結び付いた場合は、支援員に報奨金5万円を支払うというものです。

近県では、茨城県が「マリッジサポーター」という名称で、若者の出会いの相談や仲介などを行うボランティアを県が委嘱しており、結婚支援事業を始めているとのこと。

つきましては、この結婚支援事業は、自治体単独での取り組みでは限界がありますので、埼玉県下における広域的な取り組みにさせていただき、結婚したい人の情報を各町村がデータ登録し、真摯に結婚したいと思う人が役場を訪れた場合に限り閲覧できるというシステムを県に立ち上げていただきますよう要望いたします。

9 農林業対策について

(1) 鳥獣被害防止対策の充実・強化について

野生鳥獣による農作物等の被害は経済的損失にとどまらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となります。

つきましては、次の事項について要望いたします。

ア 鳥獣に対する被害に対しては、関係省庁が連携して強力に推進するとともに、個体群管理の徹底をはかること。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充をはかり、必要な財源を確保すること。

イ 狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化をはかること。

ウ ジビエ料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

エ 地域の農林業者等に対し、侵入防止柵（特に電気柵）の適切な設置・管理について周知徹底をはかること。

(2) 経営所得安定対策等の充実・強化について

米の消費減少や過剰作付、豊作等による過大な民間流通在庫量による影響や、米の作況などから、近年米価が急激に下落しています。

また、国と地方をあげて行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が需要に応じた生産ができる環境整備を進めているなか、急激な米価の低下は担い手農業者に対し農業経営に対する不安や混乱を生じさせています。

つきましては、担い手農業者が今後とも安心して農業経営に取り組めるよう、次の事項について国に対し要望するようお願いいたします。

ア 米価の下落等に対するセーフティネット（融資制度の充実、収入保険制度の創設等）の整備など経営安定化に向けた対策の充実を図ること。

イ 水田活用の直接支払交付金（飼料用米等）に係る所要額を確保し、各地域の取り組みに対する支援を充実すること。

10 社会資本の老朽化対策等について

高度成長期からの発展に伴い、町村も道路、河川、公園、下水道など社会資本整備を行ってきましたが、これらの施設は建設から30年以上経過したものも多く、老朽化が進んでおります。

また、少子高齢化社会に入り、これらの施設を町村単独で維持管理する財源や技術者などの人材も不足し、住民の生活基盤の安全、安心などの確保が難しくなっております。

さらに、国の「インフラ長寿命化基本計画」により、各地方公共団体は「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の老朽化対策等を推進することが求められており、町村にとっては、より一層の負担が増し、その対応が十分に図れないことが懸念されます。

つきましては、社会資本の老朽化対策等を総合的に推進し、とりわけ橋梁の点検、修繕及び更新に必要な財源の確保について県から国に対し働きかけていただくとともに、県においても町村が実施する事業への人的、技術的支援を行っていただきますよう要望いたします。

1 1 教育の振興について

(1) 市町村立小・中学校の臨時的任用教員の4月県費発令日について

市町村立小・中学校の臨時的任用教員の4月県費発令日が4月1日ではなく、4月10日や4月16日等の場合、現状として、入学式の準備等で学校現場が多忙なため、4月1日から県費発令日の前日までは町村が町村費臨時職員として任用しています。

本来、市町村立小・中学校の教員の給与・賃金等は県が負担するものと考えますので、町村の負担軽減を図るため、市町村での任用負担分につき、補助金等を交付していただくよう要望いたします。

(2) 県費負担における指導主事の派遣について

現在、学校教育は、いじめや登校拒否の問題をはじめ心と体の健康の問題など、様々な角度から対処しなければならない教育課題に直面しています。

このような中、県からは、希望する市町村に指導主事を派遣していただき、教育事務所と連携しての訪問指導等をはじめ、学校への直接的な指導・助言・支援の役割を担っていただいています。

しかしながら、指導主事の人件費等の配置経費は派遣先の負担となることから、小規模な町村においては財政的に大きな影響を与えています。

義務教育の実施にあたっては、国、県、市町村それぞれが役割を分担し、市町村は、義務教育の直接の実施主体として責任を負うことは承知しています。しかし、町村の規模や財政力等の差によって教育水準の格差が生じないようにしなければなりません。

つきましては、現状の人員に加え、さらなる人員派遣をお願いするとともに、県費負担あるいは費用を分担するなど財政面での支援を要望いたします。

(3) 社会教育施設の整備等に係る補助制度等の充実について

高齢化、高度情報化が進むなか、生涯学習活動の拠点となる公民館、図書館、資料館などの社会教育施設の充実がますます必要とされてい

ます。

しかしながら、社会教育施設の新設についての補助制度はありますが、事業の対象とならない多額の費用を要する施設の整備や増改修については、財政基盤が脆弱な町村が単独財源のみで実施することは困難です。

学校施設については耐震化を核とした改修が進められ、多大な成果をおさめています。社会教育施設においても緊急総合経済対策の交付金などを受けて、ソフト・ハード両面の整備・拡充が図られていますが、長期展望に立った計画的な整備を推進するための恒久的な助成制度はありません。

つきましては、社会の現状に即した、地域住民のニーズに応えられる社会教育施設の整備に係る運用しやすい助成制度の創設を要望いたします。

(4) 特別支援教育通級指導に係る加配の配置について

特別支援教育では、障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受ける仕組みの構築や、早期教育・専門教育が重要となります。

そのため、町村では、教育行政の重点施策として「特別支援教育の推進」に取り組んでいるところです。

まず、「教育相談、就学支援委員会の充実」として、保育園児の保護者を対象に就学相談を行い、早期から特別に支援を要する児童の把握に努めています。次に、「特別支援教育支援員配置事業」として、特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を配置しています。さらに、「幼稚園における特別支援教育の充実」として、町立幼稚園に支援員を配置するとともに、町内私立幼稚園には補助金を交付するなどしています。また、教職員及び支援員は、研修会に積極的に参加し、資質の向上に努めつつ子供の障害に応じたきめ細やかな指導を実践しています。各学校においても、特別支援教育コーディネーターの指名や校内就学支援委員会の設置、個別支援計画の作成など、校内体制の整備に努めています。

このように、特別支援教育の推進を図っているところですが、発達障害等のある児童生徒への教育支援が大きな課題となり、就学支

援委員会や校長会において「通級指導教室」の開設を強く望む声が出ています。通級指導教室の設置は、発達障害等のある児童に早期から適切な教育を行うことができるとともに、障害に対する保護者や地域住民の理解も深まることが期待でき、特別支援教育のさらなる充実につながるものと考えます。

以上のことから、特別支援教育の充実のため、特別支援教育通級指導に係る加配の配置について要望いたします。

12 道路、河川等の整備促進について

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川等の整備を積極的に促進する必要があります。

つきましては、次の事項について、県から国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

(1) 道路の整備促進

ア 災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

イ 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備等、町村が必要な道路整備を行えるよう国は予算を確保すること。

(2) 河川等の整備促進

治水は防災・減災の観点において国の重要施策であり、事業の実施にあたっては、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策を重点的に実施すること。

1 3 国の制度改正等による電算システムの改修について

社会保障・税番号制度をはじめ、国の制度改正等による電算システムの改修経費は膨大な費用を要し、町村にとっては大きな財政負担となっています。国の助成措置があるとはいえ、十分な額とは言えない状況です。

つきましては、国の制度改正によるシステム改修に要する経費が新たに地方への負担増という事態を招くことのないよう、次の事項について県から国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

ア 社会保障・税番号制度の根幹となる付番事務及び個人番号カード交付事務は、法定受託事務であり、システム改修に要する経費を一部交付税措置とすることなく、全額を国が負担すること。

イ 今後においても、国の制度改正に伴う市町村電算システムの改修が生じる場合、特に法定受託事務に係る経費にあつては、全額を国が負担すること。

1 4 高速自動車道周辺の産業集積対策について

近年の圏央道の整備の進行や新規スマート I C などの開通によって、県内の高速道路網が充実するなか、交通機能の利便性と首都圏という立地を活かした土地利用が求められております。

特に、高齢化が著しく、人口も減少期を迎えている町村においては、地域の優位性を活かした企業誘致による地域経済の発展と雇用確保が地域を維持していくうえで施策の鍵となっています。しかしながら、町村の多くが単独で実施する企業誘致対策には限界があり、結果として十分な経済効果を得ることが困難な状況が続いております。

県においても、既に圏央道周辺及び圏央道以北地域の産業立地誘導に関して高速道路網を活かした工業・流通系の産業誘導を進めるため、土地利用調整に関する支援をいただいておりますが、今後はさらに既存 I C 及びスマート I C 周辺など高速自動車道周辺の土地利用に関して県営工業団地等の立地を積極的に推進し、県内の産業集積を進めていただきますようお願いいたします。

具体的には、県北地域等は、関越自動車道沿線など企業立地の余地を多く残しておりますので、隣接自治体の希望を十分に酌んでいただき、周辺地域全体の発展につながるよう、均衡ある整備を推進していただくよう要望いたします。

15 県営水道における緊急時に備えたバックアップ機能等の早期実現について

町村における水道事業の配水は、その大部分を県営浄水場から送水される県水によって賄っており、県営浄水場の送水停止は町民生活に甚大な影響を及ぼすとともに、経済活動にも多大な被害をもたらします。

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う停電、平成24年5月に発生したホルムアルデヒドの水質事故等により、県営浄水場からの送水が停止した際に直面した大規模断水の危機は記憶に新しいところです。

このように、県営浄水場の送水停止は、県内すべての受水団体に影響するものです。

つきましては、埼玉県営水道長期ビジョンで浄水場間のバックアップ体制の確保が計画されていることから、同計画を早急に実現いただきますよう要望いたします。

1 6 浄化槽整備対策について

埼玉県河川の汚濁原因の約5割を未処理の生活雑排水が占めており、水質改善のためには、早期に下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を整備することが必要です。

平成23年に改定された「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、平成37年度までに生活排水処理人口普及率を100%とする目標が掲げられているところ、町村では国庫補助と合わせて埼玉県浄化槽整備事業補助金を活用し、浄化槽整備等の事業を推進しているところです。

この点、埼玉県浄化槽整備事業補助金及び交付要綱にある事業のうち、設置費、処分費及び配管費に補助を行う「重点転換地区提案事業」については、その終期が平成27年度までとされています。

しかし、町村は、引き続き合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水処理人口普及率を向上させなければなりません。

つきましては、平成28年度以降も埼玉県浄化槽整備事業補助金及び重点転換地区提案事業を継続していただきますよう要望いたします。

郡・町村個別事項

【北足立郡】

○伊奈町

都市計画道路伊奈中央線の早期整備について

伊奈町総合振興計画及び伊奈町都市計画マスタープラン等において周辺都市との連絡を容易にし、交通を円滑に処理するための幹線道路として位置づけられている「都市計画道路伊奈中央線」は、県道蓮田鴻巣線の振替道路として県で整備していただくことになり、一部の区間におきましては平成17年度から用地買収が行なわれ、平成20年度からは工事が着手されているところであります。

伊奈町中部区画整理事業により県道蓮田鴻巣線の一部を都市計画道路伊奈中央線に付け替えたことにより、車の流れが変化し、伊奈中央線の交通量が大変激しくなっています。第1期整備区間につきましては、供用開始となりましたが、引き続き2期、3期整備区間につきましても早期着工を要望いたします。

【入間郡】

○三芳町

県道の道路改良について

三芳スマートICから国道254号線へのアクセス道路に位置付けている県道334号三芳富士見線の「国道254号藤久保交差点」から「役場入口交差点」区間につきまして、両側に歩道整備のない箇所が多くあり、鶴瀬駅利用などの歩行者や自転車、またイムス三芳総合病院へ通う通院患者（主に高齢者）の利用も多いことから、非常に危険な状態であります。

特にイムス三芳総合病院は、町内の基幹的な総合病院でもあり、多くの三芳町民が利用します。また、三芳町は鶴瀬駅方面に多くの住民が居住しており、住民の多くが、鶴瀬駅方面から当病院に通院していることより、歩道の早期整備が多く要望されております。

つきましては、歩行者の安全な通行帯の確保、及び高齢者の通院時の安全性確保の観点から、県道334号三芳富士見線、特に「国道254号藤久保交差点」から「役場入口交差点」までの区間の早期の歩道整備を切望いたします。

県道56号さいたまふじみ野所沢線と町道幹線13号線{(仮称)地蔵通り}

及び町道幹線12号線が交差する交差点につきましては、交通量の増大や右折車によって朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が生じております。

近隣学校の通学路としての利用もあり、歩行者と通行車両が関係する交通事故も多発しており、地元住民より本交差点の改良を強く要望されております。

つきましては、子どもの安全な通行確保の観点、慢性的な交通渋滞解消の観点より、県道56号さいたまふじみ野線所沢線の（仮称）地藏通りの交差点改良を切に要望いたします。

○毛呂山町

農村地域防災減災事業（調査計画事業）鎌北湖地区の着手について

鎌北湖は昭和4年に着工し同10年に竣工した農業用ため池ですが、平成25年度に震災対策農業水利施設整備事業として、レベル1地震に対する耐震性能の照査を行った結果、安全率が基準値以下であることが判明しております。

鎌北湖は堤高が10m以上あり地震の増幅度が大きいと考えられ、総貯水量が30万トンと多いため、決壊時には浸水想定地域に民家が多くあり下流域への影響が大きく、人命・財産等への甚大な被害をもたらすことが予想されます。さらに関東平野北西縁断層帯及び立川断層帯の地震推定震度が6弱以上であることから、レベル2地震に対する耐震性能の確保が急務な状況にあります。

以上のことから、早期に調査計画に着手していただきたく要望します。

○越生町

駅の自由通路整備に係る補助制度の充実について

町の玄関口である越生駅は、平成25年度に駅構内のバリアフリー化が実施され、利便性が格段に向上したところですが、駅へのアクセス環境についてはまだまだ課題が残されている状況です。

越生駅は現在西側にのみ改札口が設置されており、反対の東側は土地区画整理事業において駅前広場など住環境整備がなされているにもかかわらず、乗降口が整備されていない状況にあります。

こうした状況をふまえ、平成26年度は駅東側からの利用改善に関する計画検討を行いました。

検討した結果、越生駅東口開設により駅周辺における安全性の向上、土地利用促進、定住人口増加への寄与、駅東西市街地の連絡機能強化などの必要性が求められる結果となったため、自由通路化の検討を進めています。そこで、駅及び駅周辺における整備費用についての補助メニューの検討を要望いたします。

【比企郡】

○滑川町

(仮称) 嵐山・小川インターチェンジアクセス道路計画の促進について

高速道路のインターチェンジにアクセスする広域的な幹線道路は、地域経済を豊かにし、地方の活性化を創出するためには欠かすことのできない重要な公共施設であります。

関越自動車道の嵐山・小川インターチェンジから嵐山町、滑川町を経て熊谷市に通じる広域連携道路網の構築は以前から1市2町の基本構想に位置付けがあり、計画の推進が望まれています。

この道路は熊谷市の南部地区を新たに東西に結び、滑川町の北西部と連携し、嵐山町東部を経て、嵐山・小川インターチェンジにアクセスする広域連携道路として各市町の基本構想に計画されています。

滑川町では、北部地域の高齢化に伴う人口減少対策の一つとして、広域交通網を活用した北部地域の活性化を推進しています。この地域に産業の拠点を造ることにより、雇用の創出が生まれ地域経済が豊かになり町の発展に大きく寄与することが期待されます。

この広域連携道路網は、熊谷市、滑川町、嵐山町、1市2町にまたがる道路でありますので、県道として整備を計画していただきますよう要望いたします。

○嵐山町

浄化槽市町村整備推進事業について

浄化槽は、公共用水域等の水質保全に寄与する恒久的な施設として、処理した水を身近な小川や水路に放流することから、健全な水環境に資する施設として循環型社会の一翼を担っております。

本町におきましては、平成24年度よりPFI方式による嵐山町管理型浄化槽整備推進事業を国費及び県費補助を受けながら、平成33年度までの10年間で第1期整備期間として取り組んでおり、平成26年度末、事業3年終了時点では

計画を上回る事業効果を上げているところであります。

効果の要因としましては、浄化槽設置申請者の自己負担額が個人設置型と比較して市町村設置型の方が有利であることがまず挙げられますが、浄化槽整備区域のほとんどが市街化調整区域内である本町では、浄化槽配管、撤去に係る工事費用が布設延長等の状況により多額となる場合が多く、現在そこに充当する配管費及び撤去費の県費補助が充実していることも大きな要因の一つであります。

3省連携の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直し」が示されたことから、平成27年度中に県及び町の構想が見直されます。生活排水処理施設整備の10年概成を目指す上で、今後の浄化槽整備推進が減速することのないように以下の2点について十分な支援をしていただきたく要望いたします。

- (1) 浄化槽設置に係る配管費及び撤去費につきまして、平成28年度以降の補助制度の継続を要望いたします。
- (2) 平成27年度より創設された市町村整備型浄化槽に係る本体設置費につきまして、平成28年度以降の補助制度の継続を要望いたします。

○ 川 島 町

川島インター産業団地の拡張整備の推進について

川島町では、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジによる、広域交通網を活用した産業拠点づくりを推進しています。

川島インターの開通とともに整備された川島インター産業団地は、既に全区画が分譲され、雇用の創出、地域経済の活性化及び財政力の強化など、町の発展に大きく寄与しています。

平成27年度中には圏央道が県内全線開通することで、川島インターチェンジ周辺地域はますます企業立地のポテンシャルが高まる地域となります。

町としては、今後の高まる企業立地の需要に応えるため、埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、川島インター産業団地南側に産業団地の拡張を計画しております。

計画地内の多数の地権者からは、町長あてに開発に向けた要望書が提出されており、今後は行政と地域が一体となって計画を推進していくこととしております。

つきましては、埼玉県都市整備部を中心とした関係機関との協議にあたりましては、町の進める産業基盤づくりにご支援をいただきますよう要望いた

します。

○ 吉 見 町

主要地方道東松山鴻巣線の整備促進について

主要地方道東松山鴻巣線は、町の中央を東西に連絡し、当地域と近隣都市及び主要な交通施設とを結ぶ広域的な幹線道路であり、鉄道のない当町にとっては、地域住民の生活に欠くことのできない極めて利用頻度の高い路線であります。また、国道254号、国道407号及び上尾道路を連絡する本路線は、関越自動車道、圏央道及び国道17号と一体となって広域交通の一翼を担う重要な路線であります。

本路線は、平成17年8月に第1期重点推進区間として道の駅「いちごの里よしみ」から荒川右岸堤までの1,930mが供用開始となり、また、平成24年3月に第2期重点推進区間の県道東松山桶川線の分岐点から市野川左岸堤までの1,430mが暫定2車線で供用開始となっております。このようなことから、交通の利便性が高まり本路線の交通需要が増加しており、県道小八林久保田下青鳥線の久保田交差点においては、朝夕の交通渋滞が恒常的なものとなっております。

また、第2期重点推進区間に近接する地区においては工業団地の造成が進んでおり、さらなる交通量の増加が予想され、地域住民の生活に大きな障害となることが懸念されます。

つきましては、本路線の重要性を御賢察いただき、交通渋滞を解消するための久保田交差点の改良を始め、県道東松山桶川線の分岐点から道の駅「いちごの里よしみ」までの第3期重点推進区間の整備促進及び第2期重点推進区間の早期4車線化について、特段の御配慮を要望いたします。

○ 鳩 山 町

県道の道路照明灯の設置について

鳩山町大字石坂地内から国道407号線を結ぶ県道石坂高坂停車場線は、2市町を連絡する主要路線であります。長年の懸案であった東松山市境のきょうあい狭隘箇所も当局のご尽力により整備がなされました。

これにより町民をはじめ、多くの利用者が安全に安心して通行することができるようになり、町といたしましても感謝いたしております。

しかしながら、整備された区間は、山を切り割った地形で、周囲に人家もなく夜間はとても暗く危険区間となっています。

高校生等の通学自転車も多く、交通事故防止のため別添要望箇所に道路照明灯を設置されるよう要望いたします。

○ ときがわ町

埼玉県生活維持路線確保対策費補助金の維持・確保について

高齢化の進む中、通院や買い物等の生活維持路線としての路線バスは欠かせないものであり、また、山間部に集落が点在する地形の当町では、小中学校の児童生徒や高校生の通学の手段としても重要な役割を担っております。

ときがわ町では、合併以前の旧玉川村、旧都幾川村の時代から交通弱者の方への対策として路線バスの運行を行ってまいりました。平成22年には町内のバス路線網の見直しを行う等、利用者増加に向けた努力をおこない、平成22年以前の年間利用者12万人から17万人へと利用者を増加させてまいりましたが、燃料費の高騰を始めとした経費の増加により、運行経費に対する運賃収入の割合は利用者の増加に見合った改善がされない状況にあります。

埼玉県におきましても県民にとって欠かすことのできないバス路線の確保対策として補助を講じていただいているところではありますが、ここ数年、県予算の関係等から補助金算定額満額の交付をいただけていない状況にあります。

ときがわ町の住民のみならず、ときがわ町を訪れる多くの県民にとって欠かすことのできないバス路線の確保対策のための補助金の確保及び満額交付について、さらなるご配慮をいただきますよう要望いたします。

【秩父郡】

○ 秩父郡町村会

秩父地域の幹線道路網の整備について

1 一般国道299号の改良工事について

横瀬町内には、一般国道299号及び主要地方道熊谷・小川・秩父線の路線があり、いずれも大型車の通行が多く、危険な状況であることから、歩行者の安全確保のため歩道整備の完成を要望いたします。特に、国道299号で町民会館か

ら横瀬橋及び根古屋橋から山口橋間の早期歩道整備を要望いたします。

2 一般国道140号・秩父小鹿野バイパスの整備促進について

国道140号バイパスは、埼玉県と山梨県を結ぶ西関東連絡道路の一部を構成する路線として、国道140号の慢性的な交通渋滞の緩和や秩父地域へのアクセス改善が期待されており、現在、皆野寄居バイパスからの延伸区間である皆野秩父バイパスの整備が秩父市蒔田地区まで進められております。

皆野秩父バイパスからの延伸区間である小鹿野町長若地区までの「秩父小鹿野バイパス」の整備は、住民生活の向上や産業・観光振興を図るため、当町にとりまして最も重要な交通インフラ整備であることから、早期に着手できるよう予算措置を要望いたします。

○ 秩父郡町村会

主要地方道青梅秩父線の改良工事について

主要地方道青梅秩父線は、横瀬町大字芦ヶ久保地域と飯能市名栗や東京都西部を結ぶ重要な道路であり、全線の内、終点部の約3kmが横瀬町の区域です。

道路の整備状況につきましては、終点部の約3kmのうち約2kmが未改良の状況です。その未改良の区間には、集落もあり路線バスも走行しています。

また、採石場もあり大型車が頻繁に通行していますが、幅員が狭く危険な状況であります。

つきましては、主要地方道青梅秩父線を利用する地元の住民や通行者の安全が確保できるよう、早期の改良工事実施に対し特段のご配慮を要望いたします。

○ 秩父郡町村会

小鹿坂峠開削（長尾根トンネル）の整備促進について

当町と秩父市の行政界である長尾根丘陵は、南北に横断する山地となっているため、これを大きく迂回する形で国道299号が整備されていますが、同路線は、西秩父地域への唯一の進入国道であり、古来より当町と秩父市を結ぶ主要道路です。

小鹿坂峠開削（長尾根トンネル）の整備促進は、秩父市との移動距離・時間の大幅短縮、降雪時等の安全面や防災上の危機管理面において、また、通勤・通学・買い物などの日常生活の利便性の向上や産業・観光振興を図る上で極めて有効かつ重要です。

このようなことから、秩父市寺尾側の県道秩父停車場秩父公園線を延長し、国道299号への直結を図られるよう、小鹿坂峠開削（長尾根トンネル）早期着手のための

予算措置を要望いたします。

○ 横 瀬 町

横瀬町大字芦ヶ久保地内、元芦ヶ久保小学校跡地裏急傾斜地の土砂災害対策について

当町の元芦ヶ久保小学校敷地は、町防災計画上の緊急時避難場所に指定された施設であります。施設のほとんどが、土砂災害防止法に基づく警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）に指定されています。

当町芦ヶ久保地区は、人口が年々減少しているとはいえ、多くの住民が地域の伝統・文化を守りながら生活をしていますが、生活基盤となる箇所が多く、元芦ヶ久保小学校敷地と同じく土砂災害防止法に基づく警戒区域となっているため、緊急時避難場所を定めるにも苦慮している状況にあります。

今後、いつ発生するともわからない土砂災害に対し、芦ヶ久保地区全ての住民が避難できる場所は、元芦ヶ久保小学校敷地を除いては外にない状況であることから、当町としては、元芦ヶ久保小学校敷地を芦ヶ久保地区の住民が安全で、安心して避難できる緊急時避難場所にしていくしか選択の余地がないと考えています。

つきましては、隣接して流れる倉掛沢の砂防指定及び元芦ヶ久保小学校北側急傾斜地の土砂災害対策工事を実施していただきますよう要望いたします。

○ 皆 野 町

主要地方道、長瀨玉淀自然公園線道路改良事業推進について

主要地方道長瀨玉淀自然公園線道路改良事業につきましては、順次整備いただいております。深く感謝しているところでございます。

しかしながら、小平工区の整備済み箇所から広町工区の間は、町立三沢小学校、三沢郵便局、医院等の公共公益施設が沿道に立地しているなど三沢地区の中心地であるにもかかわらず、道路幅員が狭く歩道も未整備の状況であり、地元といたしましては、一刻も早い全線改良を熱望しているところであります。

この路線は、平成13年3月に開通した、国道140号皆野寄居バイパス「皆野長瀨インターチェンジ」を乗降する際、秩父市高篠地区や横瀬町方面からのアクセス道路として利用され、また、当町の小・中学生、高校生の通学路としても

必要不可欠であります。さらに、秩父地域の東側を南北に迂回する西武秩父駅と皆野駅を結ぶバス路線でもあり、生活するうえでの大変重要な道路であります。

朝夕の時間帯を中心に、国道140号の渋滞を回避するための通勤や行楽を目的とした車両の往来が激しく、未整備区間においては、児童・生徒の通学と重なる際には常々恐怖感を抱いている状況であります。

このような状況をご賢察いただき、児童・生徒が安心して通学できるよう特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

○ 小 鹿 野 町

県道小鹿野影森停車場線の津谷木橋の修繕と歩道橋の設置について

県道小鹿野影森停車場線の下小鹿野地内の津谷木と三島を結ぶ津谷木橋は、赤平川に架かる主要橋梁ですが、建設から長い年月が経過し老朽化が進んでおります。

住民の生活道路としての利用も多く、また平成28年4月より中学校統合に伴い、通学する生徒も増え、通学時には通勤時間と相まって一層の混雑が予想され、交通事故の発生も大変懸念されております。

つきましては、早急に橋梁の改修と歩道橋の設置を強く要望いたします。

○ 東 秩 父 村

村営バスのバス路線維持対策県補助金について

東秩父村と寄居町間を運行する東秩父村営バスについて、毎年県より補助金をいただき運行をしております。その補助金について平成22年度は5,835千円、平成23年度4,980千円、平成24年度3,903千円、平成25年度3,565千円、平成26年度3,410千円とこの4年間で2,425千円(41.6%)の減額となっております。

平成25年度より小学校が統合され1校となり、朝夕の通学に村営バスが利用されることとなり、通学に欠かすことのできない交通手段となっております。また、本村と隣接する寄居町とを結ぶ唯一の公共交通機関でもあります。本村の財政も厳しく、運行を維持するためにも、県補助金の増額を要望いたします。

【児玉郡】

○ 児玉郡町村会

国道254号（藤武橋）と国道462号（神流橋）の間に橋梁とバイパス道路を整備し、県北部と群馬県南部との広域的な機能強化と慢性的渋滞の解消について

児玉郡と群馬県を結ぶ国道254号藤武橋は、慢性的な渋滞を抱え、通勤通学、経済活動はもとより緊急車両等の通行にも多大な支障を及ぼしております。

近年では関越自動車道の渋滞、上信越自動車道の合流渋滞を回避する迂回路として利用され、今後も上里スマートインターチェンジの供用開始とその周辺の工業団地の操業開始、上越新幹線本庄早稲田駅周辺の街びらきと更なる交通量の増加と渋滞発生が見込まれております。

平成26年6月に近代産業遺産として日本初となる「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界文化遺産に登録されたことによって、観光による交通量の増加も始まっております。

また、医療分野においても児玉郡は、現在でも群馬県側の医療機関への依存が高く、平成26年4月から群馬県との救急医療情報システムの相互利用を開始したことにより両県を結ぶ円滑でリダンダンシーのある道路交通網の整備が不可欠となっております。

しかしながら、国道254号を始めとする現在の道路交通網ではこのような高まる交通需要への対応が難しいことから、広域的機能強化を図るバイパス道路を国道254号（藤武橋）と国道462号（神流橋）の間に整備する必要があります。

つきましては、児玉郡はもとより県北部と群馬県南部の経済、観光、交通安全、医療など社会活動の更なる発展と連携を促す神流川への新橋とバイパス道路の整備を要望いたします。

○ 美里町

県道の歩道未整備区間の歩道整備及び県道広木折原線の改良について

県道熊谷児玉線及び県道本庄寄居線は、交通量の多い県道ではありますが、歩道が非連続の状況です。

特に、県道熊谷児玉線（大字北十条地内及び大字南十条地内）、県道本庄寄居線（大字阿那志地内、大字甘粕地内、大字猪俣地内）は通学路になっており、小中学生や高齢者等が通行する際、非常に危険な状況であり、歩行者の安全確保のため早期歩道整備が求められています。

これらのうち、県道熊谷児玉線（大字北十条地内及び大字南十条地内）の一部についてはすでに予算化され、事業を進めていただいておりますが、引き続き当該箇所の子業推進について要望いたしますとともに、他箇所の早期着工に御配慮くださいますよう要望いたします。

また、県道広木折原線は、美里町の南西部に位置し、国道254号と国道140号を結ぶもので、地方創生という観点からも重要な路線となっております。現在、本路線は、美里町大字円良田地区から寄居町内の寄居町末野までの区間が未改良であり、車両の円滑な通行に支障をきたしております。

つきましては、依然として未整備となっている同区間の道路改良事業の早期着工を要望いたします。

○ 神 川 町

町内の国県道の整備促進と適正な管理、体制等について

町内の国県道は、歩道未整備、歯抜け区間が多くあり、高齢者や通学する生徒、児童、更に当町が有する上武自然公園や金鑽大師、御嶽の鏡岩などを訪れる観光客など歩行者の安全確保が十分では無い状況にあり、交通安全の観点からも早急な歩道整備が必要であります。

また、中山間部の県道は狭隘で見通しも悪い未改良区間が残っており、幹線道路としてはぜい弱で平成26年2月の豪雪や近年多発する豪雨などで交通が途絶すると矢納地区は孤立集落と化し、群馬県側の国道からのアクセスに頼らざるを得なくなります。

しかし、群馬県側も全国有数の地すべり地区であり、雨量規制のある道路となっているため、同地区へ安全にアクセスする道路は皆無の状況にあり、生活道路としての利用や防災活動、観光等の経済活動において大きな課題となっております。

このように当町における国県道は十分な整備状態では無いことから町民及び利用者の安全、安心を確保するため、次の事項について、早急に整備や体制づくり等を強く要望いたします。

1. 国道462号

- ・歩道整備要望（金鑽大師付近から上里鬼石線交差点までの未整備区間）

2. 上里鬼石線

- ・歩道整備要望（大字新宿地内枇杷橋から役場入口交差点までの未整備、歯抜け区間）

3. 矢納浄法寺線

- ・道路改築要望（大字上阿久原（住居野地区）から県道太田部譲原線までの未改良区間）

4. 吉田太田部譲原線

- ・落石等の防災対策（路線全体）

5. 町道から県道へ昇格要望

町道1—20号線は群馬県側の金毘羅橋を起点として吉田太田部譲原線までの延長382.4mの道路ですが、長大橋を有していることから町では財政面や技術面などから維持管理に苦慮している状況であります。

しかし、群馬県と埼玉県とを結ぶ当地域では数少ない路線であり、埼玉、群馬両県の防災上、重要な路線となっていることから県管理道（県道）への昇格を要望いたします。

○ 上 里 町

県道の改築事業、交通安全事業の推進について

【児玉新町線：道路改築】

一般県道児玉新町線は本庄市児玉町の国道254号線から上里町を南北に縦断し国道17号まで結ぶ重要な幹線道路であり、物流の大型トラックやダンプトラック等の輸送車両の交通が非常に多い道路であります。

一般県道児玉新町線の勅使河原地内天神のJR高崎線付近の未改良狭隘区間は、上里中学校や賀美小学校の通学路としても利用される生活道路であります。国道17号沿いの大型商業施設出店により交通量が増加し、非常に危険な状況となっております。

更に、今年12月開通予定の上里スマートインターの完成により、一般県道児玉新町線の更なる交通量増加が見込まれます。

県におきましては、用地測量が進められておりますが、一日も早く歩行者の安全と円滑な交通が確保されるよう、早期事業完成を要望いたします。

【藤岡本庄線：交差点改良（本郷）】

町では、藤岡本庄線と上里町鬼石線の本郷交差点から児玉工業団地までのアクセス道路（町道児玉工業団地線）を昨年度より事業着手しました。

この児玉工業団地線は、工業団地へのアクセス機能だけでなく、工業団地に隣接する本庄児玉インターに通じる本庄市と上里町を結ぶ広域的な主要幹線道路と

なることから、供用後には藤岡本庄線の右折車両が相当見込まれます。

このため、アクセス道路の整備にあわせて、県道藤岡本庄線本郷交差点の完成形での整備を要望いたします。

【藤岡本庄線：交差点改良（藤木戸）】

藤岡本庄線の歩道整備については、鋭意整備を推進して頂いているところですが、現在整備中の区間内において、一級町道藤木戸・勝場線との丁路交差点があります。

藤木戸・勝場線は今年12月開通予定の上里スマートインターにアクセスする路線であり、今後、右折車両の増加が見込まれます。

また、当該交差点は見通しが非常に悪く死亡事故が発生していること、北側の歩道部分のたまりがなく非常に危険な状況であること、交差点の直近に小学校があることなどの理由から、以前より地元住民からの強い交差点改良要望があります。

ぜひとも、藤岡本庄線への歩道整備にあわせて右折帯を設置するなど交差点の改善を要望いたします。

【大里郡】

○ 寄居町

一般県道赤浜小川線の道路改良促進及び県道赤浜小川バイパス（仮）の早期完成について

一般県道赤浜小川線は、一般国道254号の東側に位置し、東武東上線男衾駅周辺と小川町をつなぐ幹線道路であります。また、関越自動車道花園インターチェンジから県道菅谷寄居線、町道123号線を経て県道赤浜小川線へ至るルートは、一般国道254号と並行する重要な南北方向の幹線であり、住民生活及び経済活動の活性化にとりまして極めて重要な社会基盤であります。

本路線は、現在休止状態であり、狭隘な箇所や歩道の無い部分が残されており通行と安全に支障をきたしている箇所が見受けられます。

また、県道赤浜小川バイパス（仮）は本田技研工業株式会社寄居工場の稼働にあわせ、平成19年12月より県関係部局、自治体により検討委員会を設け、国道254号に集中する交通量の分散化を図るため、埼玉県、小川町、寄居町で工区を分担し新設道路の開設に努めている路線であり、平成27年度には小川町、

寄居町の工区が完成予定であります。現在、国道254号は既に稼動しております。本田技研工業株式会社寄居工場への出入の車両や秩父方面への観光等に利用される車両等により、季節や時間等により相当の混雑が見受けられております。

以上のことから、一般県道赤浜小川線の小川町境から主要地方道熊谷寄居線に接続するまでの未整備区間を整備すること、併せて現在、工事中の県道赤浜小川バイパス（仮）を早期完成することが、周辺地域の道路環境の改善、歩行者や児童の安全確保に欠かせない重要なものと考えております。

本路線の担う役割をご理解いただき、更なる事業の進捗に特段のご配慮を要望いたします。

【南埼玉郡・北葛飾郡】

○ 埼玉町長会

広域農道の県道昇格について

広域農道（町道Ⅰ級11号線）は、県東部地域の幸手市～春日部市を結ぶ広域幹線道路であり、県道境・杉戸線、次木・杉戸線、惣新田・春日部線が交差する重要なアクセス路線であります。この路線はダンプ、トラック等の大型車両の交通量が特に多く、交通量は年々増加傾向にあります。特に国道16号、国道4号からの通行車両にとって当該路線は重要な役割を果たしていることから、早急な県道昇格を要望いたします。

○ 埼玉町長会

県道東武動物公園停車場線の拡幅整備について

現在、東武動物公園駅東口通り線（都市計画道路）は、東武動物公園駅（宮代町内）から一般国道4号までの区間が未整備となっております。平成18年度からは、埼玉県が中心となって、東武動物公園駅から県道堤根・杉戸線までの区間（県道東武動物公園停車場線）の整備に向けた検討が進められています。平成20年8月には、地域住民による「まちづくり協議会」が発足し、関係住民の合意形成に向け、協議・検討を進めております。

東武動物公園駅東口の新しい顔作りに向けて、まちづくりを支える本路線の拡幅整備を積極的に推進していただき、国道4号までのスムーズな交通動線を確保するため、町道区間を県道として一体的に整備していただきますよう要望いたします。

○ 埼葛 町長会

都市計画道路新橋通り線の一般国道4号線までの延伸と県道蓮田・杉戸線の整備促進について

県道蓮田・杉戸線は、宮代町内にある東武鉄道の踏切により、交通渋滞が顕著であったがアンダーパスの整備により、渋滞が解消されました。しかし、宮代町の百間5丁目地内では、従来の路線に戻る箇所の変換部が大きく屈曲し、かつ、五叉路で交差する複雑な構造となっており、交通安全上においても危険な状態となっております。これらの改善を図るため、県道蓮田・杉戸線を整備すると共に並行する新橋通り線（都市計画道路）を県道蓮田・杉戸線のバイパスとして一般国道4号までの延伸整備を要望いたします。

【南 埼 玉 郡】

○ 宮 代 町

都市計画道路新橋通り線の延伸及び県道（蓮田杉戸線、東武動物公園停車場線）の拡幅整備等の推進について

都市計画道路新橋通り線及び県道蓮田杉戸線についてですが、都市計画道路新橋通り線は、主要地方道春日部・久喜線とT字交差で接続されております。並行する一般県道蓮田・杉戸線は、幹線道路ですが、他県道を重用するなど屈曲や歩道未整備区間も多く、沿線地域の交通安全や経済活動等に支障をきたしております。

平成20年度に県施工の都市計画道路新橋通り線（東武鉄道とのアンダーパス）が完成し踏切での慢性的な交通渋滞が緩和されました。しかしながら、当町の東小学校付近（百間5丁目地内）の五差路については複雑な交差点となっておりますことから、歩行者・自転車等の横断に支障をきたしております。

また、当該路線付近で施行中の、道仏土地区画整理事業が完成に近づき、良好な街並みが形成されるとともに、急激に人口が増加しております。これらの現状を踏まえるとともに、平成27年2月には、杉戸県土整備事務所による用地測量が実施されたことに鑑み、都市計画道路新橋通り線を一般国道4号まで早期に延伸することにより、交通の円滑化と多大な経済効果が期待されております。

次に、県道東武動物公園停車場線についてですが、周辺市街地と東武動物公園駅東口を結ぶ本路線は、通勤・通学だけではなく、地域住民の日々の生活を支えるとともに、イベント開催時には多くの県民が利用する非常に重要な交通結節道路です。また、東武動物公園駅は、東武伊勢崎線と東武日光線とのターミナル駅

であり、またバス路線が多方面に発着していることから、1日に約3万3千人の乗降客を擁する県東部地域の主要駅の一つです。

しかしながら、現道の幅員が狭く、大半が歩道未整備であることから、多くの歩行者や自転車利用者にとって大変危険な状態となっております。

平成18年度から埼玉県が中心となって本路線の拡幅整備に向けた検討が進められた結果、平成20年9月には地域住民による「まちづくり協議会」が発足し、地域住民の合意形成に向けて、地域住民が主体となった検討・協議が進められてきました。

また、平成24年度には、協議会でまとめた「まちづくりプラン案」を踏まえ、整備に向けた課題となっていた東口駅前広場の都市計画決定が平成25年3月26日付けで告示され、平成25年度には、駅前広場に係る用地測量を実施しました。

さらに、平成26年度には、個別相談等を実施したことにより、本路線の整備に向けた地域住民の機運が今まで以上に高まっております。

このような状況を踏まえ、平成27年度は、駅前広場に係る物件補償調査等を実施することにより、早期事業化に向けた更なる合意形成を図ってまいります。

つきましては、県道蓮田杉戸線百間5丁目地内の五差路の交差点改良、都市計画道路新橋通り線の国道4号までの早期延伸及び県道東武動物公園停車場線の拡幅整備の早期事業化を要望いたします。

【北 葛 飾 郡】

○ 杉 戸 町

県道境・杉戸線、国道4号（杉戸郵便局前）の右折帯の設置について

県道境・杉戸線、国道4号（杉戸郵便局前）の交差点は、信号待ち車両が多く渋滞が生じ、通行に支障をきたしている状況です。

また、郵便局利用者、通学路として利用している生徒にとっても危険な状況にあることから、早急な右折帯の設置を要望いたします。

○ 松 伏 町

都市計画道路浦和野田線の整備促進について

一般国道463号及び主要地方道越谷野田線は、埼玉県南部地域から東部地

区に至る主要幹線道路としてその役割を果たしておりますが、都市化の進展や交通需要の増加により随所で慢性的な交通渋滞が発生し、都市機能や住民生活機能に様々な影響が生じています。

このような中、既に整備された一般国道17号から一般国道4号までの区間における一般国道463号バイパスは、東西の交通渋滞緩和に大きく寄与しているところですが、一般国道4号以東から千葉県との県境である江戸川に架かる野田橋までの区間については、部分的な整備状況のため、両県の交通が集中することから交通渋滞が特に激しく、地域住民からも早期の整備が求められている状況です。

平成26年度から着手された交差する道路である東埼玉道路の用地買収も順調に進んでいることから、当町の田島地区において結節する当路線の早期整備の必要性は、すでに一部工事に着手された松伏西工区のみならず、県道中井松伏線から東埼玉道路に至る区間においてもますます高まっている状況です。

つきましては、今後の町の発展に欠かせない基軸となる都市計画道路浦和野田線の整備促進について、特段のご配慮を頂きたく要望いたします。